

工事現場の接着作業には「有機溶剤作業主任者」の選任が必要です。（屋内接着作業）

接着剤は、厚生労働省の「有機溶剤中毒予防規則」において「第二種有機溶剤等」に該当します。**屋内で接着剤を使用する際には**、多くの場合、「有機溶剤中毒予防規則」が適用されます。「有機溶剤中毒予防規則」が適用される現場では、「有機溶剤作業主任者技能講習」を修了した、「有機溶剤作業主任者」を選任しなければなりません。

関連法令：労働安全衛生法、同施行令 及び 有機溶剤中毒防止規則

詳細は所轄の労働安全基準監督署にご確認下さい。